

## ○（仮称）流山市子ども計画個別事業（案）【調整中】

## 基本目標1 子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちの支援

施策の方向性	主な取組	事業番号	事業名	（仮称）流山市子ども計画における取組内容	担当課	備考
(1)子どもの権利に関する理解促進	(1)ー① 子どもの権利の普及啓発	1	子どもの権利保障に関する周知・啓発 （基本目標3に再掲）	子どもにやさしいまりづくりの実現に向けて、子どもの意見表明の場や子どもの権利保障を具体化する取組などを実施し、周知・啓発に努めていきます。また、子どもの権利条約について、条約の主要な条文をイラストなどとともにわかりやすく記載したリーフレットを母子健康手帳とともに交付し周知に努めます。人権週間やスクールロイヤーによるいじめ防止授業等で、子どもの権利に関する学習機会の充実を図りながら、子どもの権利や人権意識の定着のため、周知・啓発に努めます。	子ども家庭課 健康増進課 指導課	【旧事業名】 49 子どもの権利条約・児童憲章の周知・啓発(重点事業)
(1)子どもの権利に関する理解促進	(1)ー① 子どもの権利の普及啓発	2	指導者の育成	教職員の人権意識の高揚を図るため、人権に関する研修を更に推進し、指導者の育成に積極的に努めます。	指導課	
(1)子どもの権利に関する理解促進	(1)ー② 子どもの権利に関する学習機会の充実	3	子どもの権利保障に関する研修	子どもに関わる関係者(施設等職員、学校教職員及び市役所職員等)に対して、子どもの権利条約の理念や一般原則等に関する研修の実施を検討します。	子ども家庭課	
(1)子どもの権利に関する理解促進	(2)ー① 子どもの意見表明・参加の仕組みづくり	4	(仮称)流山市子ども会議の設置	子どもに関する施策や事業等について話し合い、市に対して政策提言等を定期的かつ継続的に行う恒常的な仕組みとして、小学生から中学生を対象とした「(仮称)流山市子ども会議」の設置を検討します。	子ども家庭課	
(1)子どもの権利に関する理解促進	(2)ー① 子どもの意見表明・参加の仕組みづくり	5	若者まちづくり事業 （基本目標4に再掲）	子ども・若者が地域やまちの課題を自分たちで解決したり、または市役所に提案したりするなど、よりよいまちづくりのために活動するため、高校生から大学生を対象に募集し、子ども・若者の居場所づくりや本市の課題を解決するための施策提言などを行う事業の実施を検討します。	子ども家庭課	
(2)子どもの意見表明・参加の促進	(2)ー① 子どもの意見表明・参加の仕組みづくり	6	子ども・若者意見聴取の仕組みづくり （基本目標6に再掲）	子ども・若者から意見聴取するために、デジタル技術を活用した新たなプラットフォームを組み合わせるなど、幅広い子ども・若者からの意見を聴取する仕組みづくりを検討します。	子ども家庭課	
(2)子どもの意見表明・参加の促進	(2)ー② 子どもの意見表明・参加の機会の確保	7	青少年主張大会	青少年が日頃考えている抱負や意見を発表する「青少年主張大会」を開催することで、青少年自身が社会の一員としての自覚と責任に目覚め、自らの目標を持ち、それに向かって努力することの重要性と青少年の果たすべき役割を認識するとともに、広く青少年の健全育成に対する理解と関心を深めます。	文化芸術・生涯学習課	
(3)子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	(3)ー① 子どもの居場所の充実	8	児童館・児童センターの運営 （基本目標2・4に再掲）	児童館・児童センターにおいて、子どもの遊びの場として提供するだけでなく、子どもたちからの意見を取り入れながら事業を実施し、子どもの居場所の充実を図ります。また、地域の子育て活動の拠点施設となるような保護者・乳幼児の子育てをサポートするための事業も取り組んでいきます。	子ども家庭課	【旧事業名】 児童館・児童センター(重点事業)
(3)子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	(3)ー① 子どもの居場所の充実	9	学童クラブ施設整備 （基本目標3に再掲）	児童数及び学童クラブ需要の増加に対応して学童クラブ施設を整備することにより、適切な育成支援の環境を整えます。	教育総務課	【旧事業名】 15 学童クラブ施設(重点事業)
(3)子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	(3)ー① 子どもの居場所の充実	10	学校体育施設の利用 （基本目標4に再掲）	子どもの地域活動の場として、校庭、体育館等、学校施設の開放を進めていきます。	スポーツ振興課	
(3)子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	(3)ー① 子どもの居場所の充実	11	若者居場所づくり事業 （基本目標4に再掲）	若者支援のために、若者が気軽に立ち寄り、安心して自由に過ごすことができる居場所を提供するため、NPO法人等に事業を委託し、民家、大学キャンパス等を活用して、若者の居場所づくりを推進する事業の実施を検討します。	子ども家庭課	
(3)子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	(3)ー① 子どもの居場所の充実	12	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援体制の必要性について、他の自治体の先進事例等を参考に研究します。	子ども家庭課	
(3)子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	(3)ー② 学習機会の充実	13	体験学習の推進	小中学校における数多くの体験学習の場を設定し、児童生徒の感性を磨き、情操面を養うことに努めます。高校や大学、NPO法人など地域の教育資源を活かし、子どもと子育て家庭が、楽しみながら学べる体験学習の機会を創出します。博物館での子ども教室の開催や館外イベントとして流山市茶道親和会等の外部団体との協働を実施し、子どもや保護者が歴史や文化に触れる機会を継続して提供していきます。	指導課 公民館 博物館	

## 基本目標1 こどもの権利を保障し、こどもの健やかな育ちの支援

施策の方向性	主な取組	事業番号	事業名	(仮称)流山市子ども計画における取組内容	担当課	備考
(3)こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	(3)ー③ 遊び・体験の機会の充実	14	絵本のふれあい体験の支援 (基本目標2に再掲)	市内図書館の乳幼児向けブックコーナーを継続して整備します。ブックスタート関連事業「おはなししゅっぱつしんこう！」として、子育て関連施設へ乳幼児向けおすすめ本セットを設置し、絵本とふれあえる環境づくりを支援します。	図書館	(前期計画重点事業)
(3)こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	(3)ー③ 遊び・体験の機会の充実	15	文化・芸術活動の支援	市内の文化芸術団体等と連携を図りながら、子どもたちが文化芸術活動の成果を発表できる場の提供に努めます。公民館における子育てコンサートなどの子どもと子育て家庭が、文化・芸術に触れる機会を創出します。図書館においては、赤ちゃんと保護者を対象にした絵本とわらべうたの会、乳幼児向けおはなし会を開催します。また、南流山地域図書館は、子育て支援施設と連携して子どもや保護者が読書に親しむ機会を継続して提供していきます。	文化芸術・生涯学習課 公民館 図書館	
(3)こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	(3)ー③ 遊び・体験の機会の充実	16	各種スポーツ・レクリエーション 大会・教室	今後も各種スポーツイベントを実施し、子どもたちがいつでもどこでもスポーツに親しめる環境づくりを継続します。	スポーツ振興課	
(4)こどもの権利侵害の防止	(4)ー① 虐待の未然防止、養育支援体制の整備	17	(仮称)流山市子ども家庭センターの 設置運営 (基本目標2、4に再掲)	令和7年度に設置予定の「(仮称)流山市子ども家庭センター」では、児童福祉と母子保健の機能を併せ持ち、すべての子ども、妊産婦、子育て世帯の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。子育ての不安や虐待、DVIに関わる問題に対し、虐待対応専門員をはじめ家庭相談支援員、心理士が福祉的・心理的側面からの相談に対応できるようにします。また、ひとり親家庭の悩みを解決し自立が図れるよう、母子・父子自立支援員が相談に応じます。さらに、性的な被害、家庭状況その他の様々な事情により社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、女性相談支援員が本人の意向を踏まえ、専門的技術に基づいて必要な支援を行います。	健康増進課 子ども家庭課	【統合事業】 2 子育て支援総合窓口事業(重点事業) 4 各種相談 6 各種相談の連携 7 相談担当職員の充実及び適正配置 46 思春期相談体制の充実 51 相談・カウンセリング 111 子ども家庭支援拠点(支援拠点事業) 114 虐待に関する相談の充実 115 子ども家庭支援拠点(支援拠点事業) (重点事業) 121 ひとり親家庭相談
(4)こどもの権利侵害の防止	(4)ー① 虐待の未然防止、養育支援体制の整備	18	養育支援訪問事業・産褥期ヘルパー	養育支援が特に必要な家庭に対し、専門職等による訪問を実施し、養育に関する指導・助言・必要なサービスの情報提供等を行うことで、保護者等が適切な養育を行えるよう支援していきます。	健康増進課	【旧事業名】 41 養育支援訪問事業・産褥期ヘルパーの情報提供(重点事業)
(4)こどもの権利侵害の防止	(4)ー① 虐待の未然防止、養育支援体制の整備	19	親子関係形成支援事業 (ペアレントトレーニング)	子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。	子ども家庭課	
(4)こどもの権利侵害の防止	(4)ー① 虐待の未然防止、養育支援体制の整備	20	支援対象児童等見守り強化事業	支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制を構築するため、子ども食堂と連携して、食事の提供等を通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域における子どもの見守り体制の強化を図る事業の実施を検討します。	子ども家庭課	
(4)こどもの権利侵害の防止	(4)ー① 虐待の未然防止、養育支援体制の整備	21	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者が疾病や出産等により家庭での養育が困難となった場合に、児童を一時的に市が指定する施設や里親家庭で預かります。	子ども家庭課	
(4)こどもの権利侵害の防止	(4)ー① 虐待の未然防止、養育支援体制の整備	22	要保護児童対策地域協議会 運営事業	児童虐待に対応するため、要保護児童対策地域協議会を中心として、関係機関との連携の強化を図るとともに、児童虐待に関する広報及び啓発活動を推進します。	子ども家庭課	【統合事業】 112 児童虐待防止の啓発 113 虐待予防と早期発見 119 児童虐待防止のための連携強化 (重点事業)
(4)こどもの権利侵害の防止	(4)ー① 虐待の未然防止、養育支援体制の整備	23	社会的養育の推進	虐待等の様々な事情により保護者と暮らすことができない子どもを、できる限り家庭的な環境で養育するため、県と連携し里親制度の普及・啓発を行います。	子ども家庭課	(前期計画重点事業)
(4)こどもの権利侵害の防止	(4)ー② いじめ、不登校、困難に直面する子どもへの支援	24	相談・カウンセリング (基本目標4に再掲)	児童生徒及び保護者からの相談に対応するため、スクールカウンセラー等の専門職を配置するとともに、教育相談をはじめとした相談体制の充実に努めます。また、多様な悩みや困りごとを抱える市内の児童生徒が相談できるよう、電話相談や相談アプリ等の導入を通じて、相談体制の充実に努めます。	指導課	(前期計画重点事業)
(4)こどもの権利侵害の防止	(4)ー③ こどもの権利侵害に関する相談・救済	25	こどもの相談・救済機関の設置検討	虐待やいじめなど、子ども自身からの権利侵害に関する相談を受け、助言や支援及び調査、調整等を行い、子どもの立場に立って、問題の解決を図る第三者機関の設置について、他の自治体の先進事例等を参考に研究します。	子ども家庭課	

基本目標2 こどもを安心して生み育てるための支援体制の強化

施策の方向性	主な取組	事業番号	事業名	(仮称)流山市こども計画における取組内容	担当課	備考
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー① 妊娠期からの切れ目のない支援	17	(仮称)流山市こども家庭センターの設置運営(再掲)	令和7年度に設置予定の「(仮称)流山市こども家庭センター」では、児童福祉と母子保健の機能を併せ持ち、すべてのこども、妊産婦、子育て世帯の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。子育ての不安や虐待、DVに関わる問題に対し、虐待対応専門員をはじめ家庭相談支援員、心理士が福祉的・心理的側面からの相談に対応できるようにします。また、ひとり親家庭の悩みを解決し自立が図れるよう、母子・父子自立支援員が相談に応じます。さらに、性的な被害、家庭状況その他の様々な事情により社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、女性相談支援員が本人の意向を踏まえ、専門的技術に基づいて必要な支援を行います。	健康増進課 子ども家庭課	【統合事業】 2 子育て支援総合窓口事業(重点事業) 4 各種相談 6 各種相談の連携 7 相談担当職員の充実及び適正配置 46 思春期相談体制の充実 51 相談・カウンセリング 111 子ども家庭支援拠点(支援拠点事業) 114 虐待に関する相談の充実 115 子ども家庭支援拠点(支援拠点事業)(重点事業) 121 ひとり親家庭相談
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー① 妊娠期からの切れ目のない支援	26	産後ケア事業	出産後に家族等からサポートを受けられず、心身の不調や育児不安がある母親と乳幼児を対象に、安心して子育てができるよう、心身のケアや育児支援を行います。	健康増進課	
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー① 妊娠期からの切れ目のない支援	27	子育て世帯訪問支援事業	妊産婦や、出産後間もない時期から様々な原因で児童を養育することが困難な養育者のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事等の援助その他育児に関する支援を行います。	子ども家庭課	
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー① 妊娠期からの切れ目のない支援	28	子育て及び家庭教育に関する講座等の情報提供	子育てに関する各種情報・講座・教室の案内等の情報を、LINE公式アカウント「ながれやま市子育てちゃんねる」や広報、ホームページ等を通じて、的確に情報提供を行います。また、公民館ではこどもの発達段階(乳幼児期、学童期、青年前期)に応じた家庭教育を支援するため、保護者に対する学習の機会を創出します。	子ども家庭課 公民館	【旧事業名】 1 子育て及び家庭教育情報の提供(重点事業)
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー② こどもの健康確保のための取組	29	母子健康教育	妊産婦、乳幼児の健康の保持増進のための育児手技や生活習慣などが身につけられるよう支援を行います。参加者数の増加やパートナー参加のニーズがみられるため、実施方法について検討し、市民が受講しやすい体制を整え、地域交流のきっかけの場を担えるような内容などを検討していきます。また、関係機関との連携を強化しながら、支援をしていきます。	健康増進課	
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー② こどもの健康確保のための取組	30	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査の充実を図ることで、疾病や発達障害の早期発見予防といった丁寧な健康診査に努め、子育て中の保護者の孤立化を防ぎます。また、マイナンバーを活用した他市町村との情報連携を行い、未受診者を把握することで、虐待の予防、早期発見に繋がります。(参考)乳児健康診査(3～6か月児、9～11か月児)、3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査	健康増進課	(前期計画重点事業)
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー② こどもの健康確保のための取組	31	母子健康相談	保護者の育児不安の軽減を図り、こどもが健やかに育つよう、育児や栄養、歯科等の相談について専門職がいつでも気軽に相談できる体制づくりに努めます。 ・フォローアップ相談(予約制)、すくすく相談(常設)	健康増進課	
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー② こどもの健康確保のための取組	32	母子訪問指導	訪問指導によって、妊娠・出産・育児の不安解消を図り、健康の保持、増進に努めます。今後も、他事業や関連機関との連携強化及び、早期に支援へつなげる体制づくりを行います。また、対象者の増加が予想されることから、訪問従事者の確保に努めます。 ・妊産婦、新生児訪問指導 ・乳幼児訪問指導	健康増進課	
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー② こどもの健康確保のための取組	33	健診後のフォロー体制づくり	発達等、心配のある乳幼児への専門的アドバイスと支援に努めます。今後も各乳幼児健康診査・心理相談員による発達等の相談・幼児グループ等の場でも関係職種と情報共有し、支援を要する対象児に対し、適切な時期につなげていきます。 ・発達・健康・心理相談 ・幼児グループ指導 ・乳幼児ケース検討	健康増進課	
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー② こどもの健康確保のための取組	34	予防接種	予防接種による疾病予防の啓発普及に努めるとともに、接種率の向上に努めます。国の動向や感染症の流行状況をみながら、事業を継続していきます。	健康増進課	
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー② こどもの健康確保のための取組	35	栄養相談・栄養指導・食に関する講座	各事業を通し、生涯にわたり健康の維持増進のための適切な食生活の習慣や技術が身につけられるよう、栄養士による相談や講座の開催、情報提供を行い、関係機関と連携し支援を行います。公民館においては、調理実習を兼ねた食育の機会を創出します。	健康増進課 公民館	【統合事業】 42 食に関する講座・体験学習 43 食育指導・情報提供 44 乳幼児の食生活指導 45 栄養相談・栄養指導
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー② こどもの健康確保のための取組	36	救急医療体制の充実	平日夜間・休日診療所及び夜間小児救急による初期診療・応急処置(第1次救急)を継続するとともに、こども急病電話相談などの周知を図り、夜間・休日における小児の急病の際にも安心できる体制を確保していきます。	健康増進課	

基本目標2 こどもを安心して生み育てるための支援体制の強化

施策の方向性	主な取組	事業番号	事業名	(仮称)流山市こども計画における取組内容	担当課	備考
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー③ 子育て支援サービスの充実	37	地域子育て支援拠点の設置運営 (基本目標5に再掲)	地域子育て支援拠点(地域子育て支援センター)を整備し、また、研修等により職員の資質向上を図り、子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て世帯へのサポートを充実していきます。	子ども家庭課	【旧事業名】 10 地域子育て支援センター(重点事業)
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー③ 子育て支援サービスの充実	8	児童館・児童センターの運営 (再掲)	児童館・児童センターにおいて、こどもの遊びの場として提供をするだけでなく、こどもたちからの意見を取り入れながら事業を実施し、こどもの居場所の充実を図ります。また、地域の子育て活動の拠点施設となるような保護者・乳幼児の子育てをサポートするための事業も取り組んでいきます。	子ども家庭課	
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー③ 子育て支援サービスの充実	38	利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の関係機関を円滑に利用できるように、地域子育て支援拠点等での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行います。	子ども家庭課	
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー③ 子育て支援サービスの充実	39	一時預かり事業 (基本目標3に再掲)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所において一時的に預かる事業への補助を行います。また、保護者の仕事やリフレッシュ、通院などの一時的な用事や急用の場合に、一部の児童センターにおいて、未就学児のこどもを預かります。	保育課 子ども家庭課	【旧事業名】 108 一時保育
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー③ 子育て支援サービスの充実	40	ファミリー・サポート・センター (基本目標5に再掲)	仕事と育児の両立のため、育児を必要とする市民が育児を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリー・サポート・センター事業を推進します。	子ども家庭課	
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー③ 子育て支援サービスの充実	14	絵本のふれあい体験の支援 (再掲)	市内図書館の乳幼児向けブックコーナーを継続して整備します。ブックスタート関連事業「おはなししゅっぱつしんこう！」として、子育て関連施設へ乳幼児向けおすすめ本セットを設置し、絵本とふれあえる環境づくりを支援します。	図書館	(前期計画重点事業)
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー③ 子育て支援サービスの充実	41	チャイルドシートの貸出	チャイルドシート・ジュニアシートを貸出し、車両乗車中の交通事故による被害の軽減に寄与します。	道路管理課	
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー③ 子育て支援サービスの充実	42	マタニティタクシー 利用助成事業	妊産婦の健診や通院、出産に伴う入院のために利用したタクシー料金の一部を助成します。	まちづくり推進課	
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー④ 家庭教育支援	43	家庭教育講座	こどもの発達段階(乳幼児期、学童期、青年前期)に応じた家庭教育を支援するため、保護者に対する学習の機会を創出します。	公民館	(前期計画重点事業)
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー④ 家庭教育支援	44	父親の家事・子育てへの参加 (基本目標5に再掲)	啓発講座等を実施し、参加をきっかけとした子育て世代の繋がりに努めます。児童館・児童センターにおいて、父親が育児に参加できる機会を提供するために、今後も父親が参加しやすいイベントを企画します。公民館では父親が家事・子育てへ積極的に参加できるよう、親子講座やパパ向けセミナー等を実施します。	企画政策課 子ども家庭課 公民館	【旧事業名】 102 育児への父親の参加
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー⑤ 子育てに関する相談体制の充実	17	(仮称)流山市こども家庭センターの 設置運営 (再掲)	令和7年度に設置予定の「(仮称)流山市こども家庭センター」では、児童福祉と母子保健の機能を併せ持ち、すべてのこども、妊産婦、子育て世帯の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。子育ての不安や虐待、DVIに関わる問題に対し、虐待対応専門員をはじめ家庭相談支援員、心理士が福祉的・心理的側面からの相談に対応できるようにします。また、ひとり親家庭の悩みを解決し自立が図れるよう、母子・父子自立支援員が相談に応じます。さらに、性的な被害、家庭状況その他の様々な事情により社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、女性相談支援員が本人の意向を踏まえ、専門的技術に基づいて必要な支援を行います。	健康増進課 子ども家庭課	【統合事業】 2 子育て支援総合窓口事業(重点事業) 4 各種相談 6 各種相談の連携 7 相談担当職員の充実及び適正配置 46 思春期相談体制の充実 51 相談・カウンセリング 111 子ども家庭支援拠点(支援拠点事業) 114 虐待に関する相談の充実 115 子ども家庭支援拠点(支援拠点事業) (重点事業) 121 ひとり親家庭相談
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー⑤ 子育てに関する相談体制の充実	45	こどもの発達相談	乳幼児の発達に不安を抱える保護者の相談内容に応じて、専門職(心理士・言語聴覚士)による検査や助言を行います。また療育支援会議では、健康増進課、保育課、幼児教育支援センター、教育委員会、児童館、子ども家庭課、医療機関などの関係機関と連携を図り、今後の支援についての検討を行います。	児童発達支援センター	【統合事業】 4 各種相談 6 各種相談の連携
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー⑤ 子育てに関する相談体制の充実	46	障害児相談支援	障害児相談支援の利用を希望している方の受け入れができるよう、相談支援専門員の適正配置に努めます。また、新たに相談支援専門員の資格を取得できる職員の育成に努めます。	児童発達支援センター	【統合事業】 7 相談担当職員の充実及び適正配置 120 相談体制の充実
(2)経済的支援の充実	(2)ー① 児童手当の支給	47	児童手当	家庭生活の安定とこどもの健全な育成を図るため、18歳に達した最初の年度末までのこどもを養育している方に支給します。	子ども家庭課	
(2)経済的支援の充実	(2)ー① 児童手当の支給	48	特別児童扶養手当	20歳未満の心身に障害のあるこどもを監護している親、あるいは養育者に支給します。	障害者支援課	
(2)経済的支援の充実	(2)ー① 児童手当の支給	49	障害児福祉手当	20歳未満で心身に重度の障害があり、障害の程度が基準を満たすこどもに支給します。	障害者支援課	

基本目標2 こどもを安心して生み育てるための支援体制の強化

施策の方向性	主な取組	事業番号	事業名	(仮称)流山市こども計画における取組内容	担当課	備考
(2)経済的支援の充実	(2)ー② こども医療費の助成	50	こども医療費の助成	18歳に達した最初の年度末までのこどもが病気などで保険診療を受けた場合、その医療費の一部を助成します。	子ども家庭課	
(2)経済的支援の充実	(2)ー② こども医療費の助成	51	未熟児養育医療の給付	乳児及び保護者の保健衛生の向上を図るため、身体の発育が未熟なままに生まれ、入院養育が必要なこどもに対して医療給付を行います。	子ども家庭課 健康増進課	
(2)経済的支援の充実	(2)ー③ 保育所等保育料の負担軽減	52	保育所保育料負担の軽減 (基本目標3に再掲)	低所得世帯等に配慮した、保育料の軽減を行います。	保育課	【旧事業名】 29 保育所保育料負担の適正化
(2)経済的支援の充実	(2)ー③ 保育所等保育料の負担軽減	53	実費徴収に係る補給給付を行う事業 (基本目標3に再掲)	各施設事業者において実費徴収ができることとされている食事の提供に要する費用について、低所得世帯を対象に、費用の一部を助成します。	保育課	
(2)経済的支援の充実	(2)ー④ 就学・進学費用の援助	54	特別支援教育就学奨励費補助	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者(申請に係る世帯の所得状況に応じて支給制限あり)の経済的負担を軽減するため、特別支援学級への就学のために必要な経費の一部を助成します。	学校教育課	
(2)経済的支援の充実	(2)ー④ 就学・進学費用の援助	55	就学援助	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者への援助を行います。	学校教育課	【旧事業名】 32 就学援助・奨学金
(2)経済的支援の充実	(2)ー④ 就学・進学費用の援助	56	入学準備金の貸付	高等学校又は専修学校に入学を希望する保護者に対して、無利子で貸付します。今後も入学準備金の貸付について、市のホームページや広報紙により情報提供に努めるとともに、入学準備金の調達が困難な保護者に対し、教育の機会均等を図ります。	教育総務課	
(3)生活に困難を抱える子育て家庭の支援強化	(3)ー① 生活困窮家庭への支援	57	ヤングケアラーの支援強化 (基本目標4に掲載)	ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐため、相談支援体制を強化します。	子ども家庭課 指導課 福祉政策課	
(3)生活に困難を抱える子育て家庭の支援強化	(3)ー① 生活困窮家庭への支援	58	アウトリーチ等を通じた継続的支援 (基本目標4に掲載)	窓口、電話、訪問等で、相談員が生きづらさを抱えた本人やその家族等から相談を受け、生きづらさを和らげられるように、寄り添いながら適切な支援へつなげていきます。	福祉政策課	
(3)生活に困難を抱える子育て家庭の支援強化	(3)ー① 生活困窮家庭への支援	59	参加支援 (基本目標4に掲載)	相談員が本人の状態、意向等に合わせた地域の活動や団体へつなげて、生きづらさを抱えた本人が社会とつながれるように支援します。	福祉政策課	
(3)生活に困難を抱える子育て家庭の支援強化	(3)ー① 生活困窮家庭への支援	60	多機関協働 (基本目標4に掲載)	相談を受けた生きづらさが複雑化・複合化している場合、地域の関係機関で協働し、適切な支援等へ繋げるため、福祉政策課が調整、役割分担等を行います。	福祉政策課	
(3)生活に困難を抱える子育て家庭の支援強化	(3)ー② ひとり親家庭等への支援	61	児童扶養手当	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない18歳に達した最初の年度末までのこどもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、当該家庭等の方に支給します。	子ども家庭課	
(3)生活に困難を抱える子育て家庭の支援強化	(3)ー② ひとり親家庭等への支援	62	ひとり親家庭等の医療費の助成	18歳に達した最初の年度末までのこどもを養育する母子、父子家庭等及びそのこどもが、医療費の保険給付を受けた場合、その自己負担額の一部を助成します。	子ども家庭課	
(3)生活に困難を抱える子育て家庭の支援強化	(3)ー② ひとり親家庭等への支援	63	離婚前後親支援・親子交流支援事業	養育費や面会交流に関する普及啓発を行うとともに、養育費の取り決めに関する公正証書等の作成やADR(裁判外紛争解決手続き)に係る費用を助成する事業を検討します。	子ども家庭課	
(3)生活に困難を抱える子育て家庭の支援強化	(3)ー② ひとり親家庭等への支援	64	女性の生き方相談	女性が抱えるさまざまな悩みを、女性相談員と一緒に考えます。	企画政策課	
(3)生活に困難を抱える子育て家庭の支援強化	(3)ー② ひとり親家庭等への支援	17	(仮称)流山市こども家庭センターの設置運営 (再掲)	令和7年度に設置予定の「(仮称)流山市こども家庭センター」では、児童福祉と母子保健の機能を併せ持ち、すべてのこども、妊産婦、子育て世帯の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。子育ての不安や虐待、DVIに関わる問題に対し、虐待対応専門員をはじめ家庭相談支援員、心理士が福祉的・心理的側面からの相談に対応できるようにします。また、ひとり親家庭の悩みを解決し自立が図れるよう、母子・父子自立支援員が相談に応じます。さらに、性的な被害、家庭状況その他の様々な事情により社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、女性相談支援員が本人の意向を踏まえ、専門的技術に基づいて必要な支援を行います。	健康増進課 子ども家庭課	【統合事業】 2 子育て支援総合窓口事業(重点事業) 4 各種相談 6 各種相談の連携 7 相談担当職員の充実及び適正配置 46 思春期相談体制の充実 51 相談・カウンセリング 111 子ども家庭支援拠点(支援拠点事業) 114 虐待に関する相談の充実 115 子ども家庭支援拠点(支援拠点事業) (重点事業) 121 ひとり親家庭相談
(3)生活に困難を抱える子育て家庭の支援強化	(3)ー② ひとり親家庭等への支援	65	母子家庭等就労促進費用の助成	母子家庭及び父子家庭の自立のために、就職に役立つ技術や資格取得のための一定の講座受講料の一部を助成するとともに、1年以上資格取得のための養成機関に在籍する場合に、4年間を限度として毎月一定額の給付金を支給します。また、安定した就業と自立のために高卒程度認定試験の合格を目指すひとり親家庭を対象として学び直し及び就労を支援するための給付金を支給します。	子ども家庭課	

基本目標2 こどもを安心して生み育てるための支援体制の強化

施策の方向性	主な取組	事業番号	事業名	(仮称)流山市こども計画における取組内容	担当課	備考
(3)生活に困難を抱える子育て家庭の支援強化	(3)ー② ひとり親家庭等への支援	66	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等であり、所得が少ない家庭のこどもに学習支援を行うことによって、経済的格差及び教育格差の解消を図ります。	子ども家庭課	
(4)こどもの発達・成長に応じた支援	(4)ー① 発達に課題や障害があるこどもへの支援	67	児童発達支援センターの運営	障害のある乳幼児の自立支援のため、園児一人一人の発達状況に合わせた支援を行います。また、保育所や他事業所、医療機関などの関係機関と連携しながら、園児と家族に対する専門的な支援を提供します。	児童発達支援センター	【旧事業名】 16 療育施設(重点事業)
(4)こどもの発達・成長に応じた支援	(4)ー① 発達に課題や障害があるこどもへの支援	68	保育所等における要配慮児の受入促進 (基本目標3に再掲)	保育を必要とするすべての障害児等が円滑に入所出来るよう、入所手続において利用調整を行います。また、補助等により受け入れ体制の整備を支援します。	保育課	【旧事業名】 108 障害児保育(重点事業)
(4)こどもの発達・成長に応じた支援	(4)ー① 発達に課題や障害があるこどもへの支援	69	医療的ケア児の受け入れ (基本目標3に再掲)	医療的ケア児の受け入れ体制の整備及び受け入れる保育所等への補助を行います。	保育課	
(4)こどもの発達・成長に応じた支援	(4)ー① 発達に課題や障害があるこどもへの支援	70	保育所等訪問支援 (基本目標3に再掲)	子どもが保育や教育等の集団生活を安全安心に過ごすことができるように支えるとともに、訪問先施設に対し、子どもの発達段階や特性を踏まえた関わりや環境調整について助言をします。	児童発達支援センター	【旧事業名】 108 障害児保育(重点事業)
(4)こどもの発達・成長に応じた支援	(4)ー① 発達に課題や障害があるこどもへの支援	71	居宅訪問型児童発達支援	通所による児童発達支援の利用が難しい障害児の把握に努め、必要な児童に、居宅を訪問し生活能力向上のための療育支援を実施します。	児童発達支援センター	(前期計画重点事業)
(4)こどもの発達・成長に応じた支援	(4)ー① 発達に課題や障害があるこどもへの支援	72	療育指導・機能訓練	児童発達支援センターにおいては乳幼児の集団・個別療育、機能訓練を実施していきます。また、保護者の不安に寄り添った支援を行います。	児童発達支援センター	(前期計画重点事業)
(4)こどもの発達・成長に応じた支援	(4)ー① 発達に課題や障害があるこどもへの支援	73	相談体制の充実	障害を持つ児童の家族からの各種相談について、関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。また、障害児相談支援事業を実施し、障害児のサービス等利用計画を適正に作成できるよう体制を整備します。	児童発達支援センター	
(4)こどもの発達・成長に応じた支援	(4)ー② 特別な支援を要するこどもへの教育の充実	74	特別支援教育の推進 (基本目標3に再掲)	障害のある児童生徒一人ひとりの個性や能力を一層伸ばせるよう、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級(知的・情緒・言語・難聴)の担任、通級指導教室(言語・難聴)の担当者を対象とした研修会の充実を図ります。また、特別支援スーパーバイザーの学校訪問を通し、特別支援担当職員の資質向上に努めます。また、個々に応じた交流及び共同学習を進めます。	指導課	【旧事業名】 60 特別支援教育(重点事業)
(4)こどもの発達・成長に応じた支援	(4)ー② 特別な支援を要するこどもへの教育の充実	75	就学相談	就学前児、就学児(小中)を対象に、市のカウンセラーや担当職員が、障害の程度や本人・保護者の願いに沿った就学相談を行い、一人ひとりの個性や能力を伸ばすための適切な就学先の提案に努めます。また、医療、療育施設、福祉施設等関係機関と連携を図り、教育的ニーズに応じた学びの場を提案できるように就学相談を進めます。	指導課	【旧事業名】 121 就学相談・指導

基本目標3 こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境の充実

施策の方向性	主な取組	事業番号	事業名	(仮称)流山市こども計画における取組内容	担当課	備考
(1)乳幼児期から学童期の教育・保育環境の充実	(1)一① 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	76	保育施設整備	老朽化した施設を計画的に改修し、安心安全な保育環境を維持します。また、地域及び年齢ごとの児童推計に基づき、必要に応じて整備を検討します。	保育課	【統合事業】 8 保育所(重点事業) 12 幼保一元化(重点事業)
(1)乳幼児期から学童期の教育・保育環境の充実	(1)一① 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	77	送迎保育ステーション	待機児童対策や保育所利用者の利便性の向上のため、送迎保育ステーション事業を行います。	保育課	(前期計画重点事業)
(1)乳幼児期から学童期の教育・保育環境の充実	(1)一① 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	9	学童クラブ施設整備(再掲)	児童数及び学童クラブ需要の増加に対応して学童クラブ施設を整備することにより、適切な育成支援の環境を整えます。	教育総務課	【旧事業名】 15 学童クラブ施設(重点事業)
(1)乳幼児期から学童期の教育・保育環境の充実	(1)一① 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	78	学童クラブ運営支援	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童を対象に、授業終了後等に適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図ります。関係機関との連携や、研修等を通して育成支援の質の向上に努めます。	教育総務課	
(1)乳幼児期から学童期の教育・保育環境の充実	(1)一① 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	39	一時預かり事業(再掲)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所において一時的に預かる事業への補助を行います。また、保護者の仕事やリフレッシュ、通院などの一時的な用事や急用の場合に、一部の児童センターにおいて、未就学児のこどもを預かります。	保育課 子ども家庭課	【旧事業名】 108 一時保育
(1)乳幼児期から学童期の教育・保育環境の充実	(1)一① 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	52	保育所保育料負担の軽減(再掲)	低所得世帯等に配慮した、保育料の軽減を行います。	保育課	【旧事業名】 29 保育所保育料負担の適正化
(1)乳幼児期から学童期の教育・保育環境の充実	(1)一① 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	53	実費徴収に係る補給給付を行う事業(再掲)	各施設事業者において実費徴収ができることとされている食事の提供に要する費用について、低所得世帯に費用の一部を助成します。	保育課	
(1)乳幼児期から学童期の教育・保育環境の充実	(1)一① 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	79	延長保育	就労形態の多様化や、通勤時間の長時間化に対応できるよう、延長保育の実施及び延長保育事業への補助を行います。	保育課	(前期計画重点事業)
(1)乳幼児期から学童期の教育・保育環境の充実	(1)一① 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	80	病児・病後児保育	病期中及び病気回復期の乳幼児を一時的に預かる事業を行います。	保育課	(前期計画重点事業)
(1)乳幼児期から学童期の教育・保育環境の充実	(1)一① 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	81	(仮称)こども誰でも通園制度	すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するためのこども誰でも通園制度について、他の自治体の先進事例等を参考に、令和8年度の本格実施に向けて、導入を検討します。	保育課	
(1)乳幼児期から学童期の教育・保育環境の充実	(1)一① 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	82	市主催事業における託児サービス	乳幼児のいる保護者が、各種講座等、市の主催する事業へ参加できるよう、保育ボランティアによる一時保育等の託児サービスを推進します。また、子育て中の保護者が安心して講座へ参加できるよう、公民館主催事業について、託児サービスの導入に努めます。	子ども家庭課 公民館	
(2)幼児教育・保育の質の向上	(2)一① 就学前の教育・保育の質の向上	83	保育人材確保事業	保育士を確保するため私立保育所等と保育士をマッチングする合同就職説明会の開催や、保育士の処遇改善を行います。また、保育士定着のための環境改善として、保育士の負担軽減につながる加配やICT化への補助を行います。	保育課	
(2)幼児教育・保育の質の向上	(2)一① 就学前の教育・保育の質の向上	84	保育士研修	千葉県等関係機関が行う保育に関する様々な課題に応じた研修や勉強会の周知を図ります。	保育課	
(2)幼児教育・保育の質の向上	(2)一① 就学前の教育・保育の質の向上	85	子育て支援員研修	地域で保育や子育ての支援活動に関心を持っている方が、活動するための十分な知識や技術を修得していただくために、研修を実施します。	子ども家庭課	
(2)幼児教育・保育の質の向上	(2)一① 就学前の教育・保育の質の向上	86	幼児教育・保育に関する研究・研修	施設類型に問わず質の高い幼児教育・保育が推進できるよう、職員の資質向上を目指した研修を実施します。	指導課 保育課	【旧事業名】 55 幼児教育に関する研究・研修(重点事業)
(2)幼児教育・保育の質の向上	(2)一① 就学前の教育・保育の質の向上	87	安全な給食の提供・情報提供	安全な給食を提供し、アレルギーを有する児童への対応や食育指導を行います。	保育課	【旧事業名】 43 食育指導・情報提供
(2)幼児教育・保育の質の向上	(2)一① 就学前の教育・保育の質の向上	68	保育所等における要配慮児の受入促進(再掲)	保育を必要とするすべての障害児等が円滑に入所出来るよう、入所手続において利用調整を行います。また、補助等により受入れ体制の整備を支援します。	保育課	【旧事業名】 108 障害児保育
(2)幼児教育・保育の質の向上	(2)一① 就学前の教育・保育の質の向上	69	医療的ケア児の受け入れ(再掲)	医療的ケア児の受け入れ体制の整備及び受け入れる保育所等への補助を行います。	保育課	
(2)幼児教育・保育の質の向上	(2)一① 就学前の教育・保育の質の向上	70	保育所等訪問支援(再掲)	こどもが保育や教育等の集団生活を安全安心に過ごすことができるように支えるとともに、訪問先施設に対し、こどもの発達段階や特性を踏まえた関わりや環境調整について助言をします。	児童発達支援センター	【旧事業名】 108 障害児保育

基本目標3 こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境の充実

施策の方向性	主な取組	事業番号	事業名	(仮称)流山市こども計画における取組内容	担当課	備考
(2)幼児教育・保育の質の向上	(2)ー① 就学前の教育・保育の質の向上	88	保育施設の定期監査の実施	認可保育所等における施設の基準や運営に関する基準が守られているかについて検査し、基準を満たしていない場合は改善指導を行います。	子ども家庭課	
(2)幼児教育・保育の質の向上	(2)ー① 就学前の教育・保育の質の向上	89	保育施設への巡回支援	保育の質の確保や重大事故防止のために、認可保育所や小規模保育事業所へ、職員が巡回し、指導を行います。	子ども家庭課	
(2)幼児教育・保育の質の向上	(2)ー② 幼稚園・保育所等と小学校の連携	90	幼保小の連携	幼児教育支援センターにおいて、幼保への巡回相談を通じた人材育成を図ります。また、架け橋期リキュラムの策定及び実践を通して、幼児期から学童期へのつながりのある教育を進めます。	指導課	【旧事業名】 12 幼保一元化(重点事業)
(2)幼児教育・保育の質の向上	(2)ー② 幼稚園・保育所等と小学校の連携	91	私立幼稚園への支援	私立幼稚園との情報共有及び要配慮児童等を受け入れる園に対し補助金を交付します。	保育課	
(3)質の高い学校教育の充実	(3)ー① こどもの権利に関する学びの支援	1	こどもの権利保障に関する周知・啓発(再掲)	こどもにやさしいまりづくりの実現に向けて、こどもの意見表明の場やこどもの権利保障を具体化する取組などを実施し、周知・啓発に努めていきます。母子健康手帳とともに子どもの権利条約について、条約の主要な条文をイラストなどとともにわかりやすく記載したリーフレットを交付し周知に努めます。人権週間やスクールロイヤーによるいじめ防止授業等で、こどもの権利に関する学習機会の充実を図りながら、こどもの権利や人権意識の定着のため、周知・啓発に努めます。	子ども家庭課 健康増進課 指導課	【旧事業名】 49 子どもの権利条約・児童憲章の周知・啓発(重点事業)
(3)質の高い学校教育の充実	(3)ー② 教育環境の充実	92	国際社会への対応	外国語でのコミュニケーションを図る資質能力の育成のため、市内全小中学校にALT(外国語指導助手)、市内全小学校に英語活動指導員を配置します。また、外国籍の児童生徒が増加傾向にあるため、日本語での日常会話に難しい児童生徒への日本語指導を今後も継続して実施します。	指導課	
(3)質の高い学校教育の充実	(3)ー② 教育環境の充実	93	情報化社会への対応	1人1台端末の効果的な活用を進め、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。また、教育DX推進のため、ICT環境の整備を継続していきます。また、同時にデジタルシチズンシップ教育を実践していきます。	指導課	
(3)質の高い学校教育の充実	(3)ー② 教育環境の充実	74	特別支援教育の推進(再掲)	障害のある児童生徒一人ひとりの個性や能力を一層伸ばせるよう、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級(知的・情緒・言語・難聴)の担任、通級指導教室(言語・難聴)の担当者を対象とした研修会の充実を図ります。また、特別支援スーパーバイザーの学校訪問を通じ、特別支援担当職員の資質向上に努めます。また、個々に応じた交流及び共同学習を進めます。	指導課	【旧事業名】 60 特別支援教育(重点事業)
(3)質の高い学校教育の充実	(3)ー③ 学校における多様な体験・学びの機会の充実	94	環境教育	持続可能な社会の構築を目指し、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間それぞれの特質等にに応じた環境教育の推進を行います。	指導課	
(3)質の高い学校教育の充実	(3)ー③ 学校における多様な体験・学びの機会の充実	95	心の教育	「特別の教科 道徳」の時間を「要」として、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を進めます。また、様々な体験活動等を通じ豊かな心の育成を図ります。	指導課	

基本目標4 すべての子ども・若者の自立と社会参加の支援

施策の方向性	主な取組	事業番号	事業名	(仮称)流山市子ども計画における取組内容	担当課	備考
(1)すべての子ども・若者の健やかな育成支援	(1)ー① 若者の活動・社会参画の機会の充実	96	地域子ども活動の支援	青少年健全育成団体による事業を通して、子ども同士や子どもと地域の方々の交流が図れるよう、各種団体の活動を支援します。	文化芸術・生涯学習課	
(1)すべての子ども・若者の健やかな育成支援	(1)ー① 若者の活動・社会参画の機会の充実	97	ボランティアの育成・推進	市民活動団体の運営・活動の支援に努めます。	コミュニティ課	
(1)すべての子ども・若者の健やかな育成支援	(1)ー① 若者の活動・社会参画の機会の充実	98	少年スポーツ団体の育成	子どものスポーツを通じた体力の向上と仲間作りのため、指導者、団体の育成を図ります。(少年野球連盟・少年サッカー連盟・スポーツ少年団) また、ジュニアスポーツ団体指導者は毎年入れ替わることから、今後もジュニア期の正しいトレーニング方法の普及に努めていきます。	スポーツ振興課	
(1)すべての子ども・若者の健やかな育成支援	(1)ー① 若者の活動・社会参画の機会の充実	99	学校保健と地域保健の連携強化	学校保健と地域保健のそれぞれの情報の共有化を行いながら、学校保健と地域保健との連携を図っていきます。	健康増進課	
(1)すべての子ども・若者の健やかな育成支援	(1)ー① 若者の活動・社会参画の機会の充実	5	若者まちづくり事業 (再掲)	子ども・若者が地域やまちの課題を自分たちで解決したり、または市役所に提案したりするなど、よりよいまちづくりのために活動するため、高校生から大学生を対象に募集し、子ども・若者の居場所づくりや本市の課題を解決するための施策提言などを行う事業の実施を検討します。	子ども家庭課	
(1)すべての子ども・若者の健やかな育成支援	(1)ー② 若者の居場所の充実	8	児童館・児童センターの運営 (再掲)	児童館・児童センターにおいて、子どもの遊びの場として提供をするだけでなく、子どもたちからの意見を取り入れながら事業を実施し、子どもの居場所の充実を図ります。また、地域の子育て活動の拠点施設となるような保護者・乳幼児の子育てをサポートするための事業も取り組んでいきます。	子ども家庭課	(前期計画重点事業)
(1)すべての子ども・若者の健やかな育成支援	(1)ー② 若者の居場所の充実	10	学校体育施設の利用 (再掲)	子どもの地域活動の場として、校庭、体育館等、学校施設の開放を進めていきます。	スポーツ振興課	
(1)すべての子ども・若者の健やかな育成支援	(1)ー② 若者の居場所の充実	11	若者居場所づくり事業 (再掲)	若者支援のために、若者が気軽に立ち寄れ、安心して自由に過ごすことができる居場所を提供するため、NPO法人等に事業を委託し、民家、大学キャンパス等を活用して、若者の居場所づくりを推進する事業の実施を検討します。	子ども家庭課	
(3)子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	(3)ー③ 遊び・体験の機会の充実	100	中高生向けの図書館資料の充実	中学生・高校生向けの資料の幅広い収集に努め、ティーンズコーナーのレイアウトを工夫し、中学生・高校生の来館につながるよう努めます。	図書館	
(2)生きづらさを抱えた若者の支援	(2)ー① 若者に関する相談体制の充実	17	(仮称)流山市子ども家庭センターの設置運営 (再掲)	令和7年度に設置予定の「(仮称)流山市子ども家庭センター」では、児童福祉と母子保健の機能を併せ持ち、すべての子ども、妊産婦、子育て世帯の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。子育ての不安や虐待、DVIに関わる問題に対し、虐待対応専門員をはじめ家庭相談支援員、心理士が福祉的・心理的側面からの相談に対応できるようにします。また、ひとり親家庭の悩みを解決し自立が図れるよう、母子・父子自立支援員が相談に応じます。さらに、性的な被害、家庭状況その他の様々な事情により社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、女性相談支援員が本人の意向を踏まえ、専門的技術に基づいて必要な支援を行います。	健康増進課 子ども家庭課	【統合事業】 2 子育て支援総合窓口事業(重点事業) 4 各種相談 6 各種相談の連携 7 相談担当職員の充実及び適正配置 46 思春期相談体制の充実 51 相談・カウンセリング 111 子ども家庭支援拠点(支援拠点事業) 114 虐待に関する相談の充実 115 子ども家庭支援拠点(支援拠点事業)(重点事業) 121 ひとり親家庭相談
(2)生きづらさを抱えた若者の支援	(2)ー① 若者に関する相談体制の充実	101	思春期相談体制の充実	学童期、思春期における悩みや性的問題に関し、松戸健康福祉センター(保健所)、学校保健等との連携を強化し、相談しやすい体制づくりに努めます。	健康増進課	
(2)生きづらさを抱えた若者の支援	(2)ー① 若者に関する相談体制の充実	24	相談・カウンセリング (再掲)	児童生徒及び保護者からの相談に対応するため、スクールカウンセラー等の専門職を配置するとともに、教育相談をはじめとした相談体制の充実に努めます。また、多様な悩みや困りごとを抱える市内の児童生徒が相談できるよう、電話相談や相談アプリ等の導入を通じて、相談体制の充実に努めます。	指導課	(前期計画重点事業)
(2)生きづらさを抱えた若者の支援	(2)ー① 若者に関する相談体制の充実	102	青少年相談	青少年やその保護者が一人で悩むことがないよう、青少年専門相談員による相談等の充実を図ります。	文化芸術・生涯学習課	【統合事業】 46 思春期相談体制の充実 51 相談・カウンセリング
(2)生きづらさを抱えた若者の支援	(2)ー② 困難や生きづらさに直面する若者に対する支援	57	ヤングケアラーの支援強化 (再掲)	ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐため、相談支援体制を強化します。	子ども家庭課 指導課 福祉政策課	
(2)生きづらさを抱えた若者の支援	(2)ー② 困難や生きづらさに直面する若者に対する支援	58	アウトリーチ等を通じた継続的支援 (再掲)	窓口、電話、訪問等で、相談員が生きづらさを抱えた本人やその家族等から相談を受け、生きづらさを和らげられるように、寄り添いながら適切な支援へつなげていきます。	福祉政策課	
(2)生きづらさを抱えた若者の支援	(2)ー② 困難や生きづらさに直面する若者に対する支援	59	参加支援 (再掲)	相談員が本人の状態、意向等に合わせた地域の活動や団体へつなげて、生きづらさを抱えた本人が社会とつながれるように支援します。	福祉政策課	
(2)生きづらさを抱えた若者の支援	(2)ー② 困難や生きづらさに直面する若者に対する支援	60	多機関協働 (再掲)	相談を受けた生きづらさが複雑化・複合化している場合、地域の関係機関で協働し、適切な支援等へ繋げるため、福祉政策課が調整、役割分担等を行います。	福祉政策課	

基本目標5 こども・若者の育ちを地域全体で支える環境づくり

施策の方向性	主な取組	事業番号	事業名	(仮称)流山市こども計画における取組内容	担当課	備考
(1)地域におけるこども・子育て支援活動の推進	(1)ー① 子育て関連団体への支援	103	子育て関連団体等への貸出支援	子育て関連施設や学校に団体貸出を行い、各施設・学校の読書活動を支援します。	図書館	
(1)地域におけるこども・子育て支援活動の推進	(1)ー② 地域における子育て支援ネットワークの強化	40	ファミリー・サポート・センター(再掲)	仕事と育児の両立のため、育児を必要とする市民が育児を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリー・サポート・センター事業を推進します。	子ども家庭課	
(1)地域におけるこども・子育て支援活動の推進	(1)ー② 地域における子育て支援ネットワークの強化	104	子育てグループの支援	地域子育て支援センターや児童館、児童センターなどを活用し、乳幼児グループの活動を支援し、親同士の交流を促進します。また、子育て支援に関心のある方々のネットワークづくりを支援します。	子ども家庭課	
(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	(1)ー③ 子育て支援サービスの充実	37	地域子育て支援拠点の設置運営(再掲)	地域子育て支援拠点(地域子育て支援センター)を整備し、また、研修等により職員の資質向上を図り、子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て世帯へのサポートを充実していきます。	子ども家庭課	【旧事業名】 10 地域子育て支援センター(重点事業)
(1)地域におけるこども・子育て支援活動の推進	(1)ー② 地域における子育て支援ネットワークの強化	105	世代間交流	昔遊び等の世代間交流を通じ、高齢者の生きがいの創出及び子どもの「高齢者を大切にす気持ち」「人のことを思いやる気持ち」を育むための場を育みます。	高齢者支援課	
(1)地域におけるこども・子育て支援活動の推進	(1)ー② 地域における子育て支援ネットワークの強化	106	乳幼児期の子どもを持つ方の交流の場	乳幼児期の子どもを持つ方の交流の場を提供します。保育ボランティア、地域ボランティア、助産師等の協力により事業を展開します。 ・子育てサロン ・子育てママのセミナー ・双子や三つ子のための「さくらんぼくらぶ」など	公民館	【旧事業名】 69 子育てサロン
(2)子育て世帯にやさしい安心・安全なまちづくりの推進	(2)ー① 子育て世帯が利用しやすい公園の整備・充実	107	公園の整備・充実	子どもが遊びを通して、健やかに成長できるよう、防犯面にも配慮した公園等の遊び場の整備・充実を図ります。公園施設の長寿命化計画に基づき、公園遊具施設の更新をはじめとした公園等の維持管理を計画的に行います。	みどりの課	(前期計画重点事業)
(2)子育て世帯にやさしい安心・安全なまちづくりの推進	(2)ー① 子育て世帯が利用しやすい公園の整備・充実	108	こどもの遊び場の維持管理	公園が少ない地域においても、子どもが遊びを通して、健やかに成長できるよう、安全面、防犯面に配慮した子どもの遊び場の、維持管理を図ります。遊び場内の遊具点検や補修、樹木剪定や伐採等を計画的に行い、施設の維持管理を行います。	子ども家庭課	
(2)子育て世帯にやさしい安心・安全なまちづくりの推進	(2)ー② 通学路の安全確保	109	通学区域内の交通安全施設整備	引き続き、通学路の危険箇所の改善と安全施設の新設及び維持管理を行います。通学路における危険箇所の改善や安全施設の設置等、交通安全対策を図ります。	道路管理課 学校教育課	
(2)子育て世帯にやさしい安心・安全なまちづくりの推進	(2)ー② 通学路の安全確保	110	交通安全教室の普及・啓発	幼稚園・保育所、小学校等において交通安全教室を開催し、交通事故防止に努めます。また、年4回開催される交通安全運動を中心に、啓発活動を行います。また、新1年生を対象にランドセルカバーを配布いたします。	道路管理課	【統合事業】 91 交通安全教室の充実
(2)子育て世帯にやさしい安心・安全なまちづくりの推進	(2)ー② 通学路の安全確保	111	保護者・地域との連携による登下校の見守り	保護者や地域、学校が連携し、登下校の見守りを行うなど、子どもたちの安全を守る活動を推進します。	指導課	【統合事業】 92 安全マップ等の作成 97 保護者・地域との連携による防犯活動
(2)子育て世帯にやさしい安心・安全なまちづくりの推進	(2)ー③ 子育て世帯が安心・安全に生活できる環境整備	112	歩道の整備	歩行者の安全性向上のため、現在行っている新設・改良工事において歩道整備等を行います。歩道の整備等においては、交通弱者といわれる方々に配慮した道路整備に努めています。	道路建設課	
(2)子育て世帯にやさしい安心・安全なまちづくりの推進	(2)ー③ 子育て世帯が安心・安全に生活できる環境整備	113	駅施設の整備	初石駅において、橋上駅舎及び自由通路の工事、東口駅前広場の工事、西口駅前広場の工事を行います。	まちづくり推進課	
(2)子育て世帯にやさしい安心・安全なまちづくりの推進	(2)ー③ 子育て世帯が安心・安全に生活できる環境整備	114	防犯対策の充実	防犯対策及び広報啓発に努めます。	コミュニティ課	(前期計画重点事業)
(2)子育て世帯にやさしい安心・安全なまちづくりの推進	(2)ー③ 子育て世帯が安心・安全に生活できる環境整備	115	安全管理の促進	様々な災害、事故、犯罪に対して児童生徒の安全を確保していくために、学校等への啓発活動を実施します。	指導課	(前期計画重点事業)
(2)子育て世帯にやさしい安心・安全なまちづくりの推進	(2)ー③ 子育て世帯が安心・安全に生活できる環境整備	116	住環境の整備	良好な住環境の維持、形成を図るため、地区計画など、住民主体によるまちづくりを推進します。また、建築協定の締結に向けて協議をしていきます。	都市計画課 建築住宅課	

基本目標5 こども・若者の育ちを地域全体で支える環境づくり

施策の方向性	主な取組	事業番号	事業名	(仮称)流山市こども計画における取組内容	担当課	備考
(2)子育て世帯にやさしい安心・安全なまちづくりの推進	(2)ー④ 有害環境からこども・若者を守る取組	117	青少年ふれあい運動	青少年にとって、よりよい社会環境を整備するとともに、地域の大人たちが青少年への理解と健全育成・養育の認識を深め、子ども達に対して主体的な関わりを持つよう推進します。	文化芸術・生涯学習課	
(2)子育て世帯にやさしい安心・安全なまちづくりの推進	(2)ー④ 有害環境からこども・若者を守る取組	118	非行防止活動等ネットワークづくり	青少年が非行に走らない、犯罪や事故に巻き込まれないような社会環境づくりのため、関係団体の支援及び連携を深めることで活動の充実を図ります。	文化芸術・生涯学習課	
(2)子育て世帯にやさしい安心・安全なまちづくりの推進	(2)ー④ 有害環境からこども・若者を守る取組	119	街頭補導活動	非行防止パトロール等の活動を行う団体をサポートするとともに、地域や子どもたちの実態に合わせ、計画的に適切なパトロールを実施します。	文化芸術・生涯学習課	
(3)子育てと仕事の両立の推進・多様な働き方の推進	(3)ー① 子育ての推進	120	就労環境改善への支援	多様な働き方を選択できる労働環境に向けた、事業者への情報周知等に努めます。	商工振興課	
(3)子育てと仕事の両立の推進・多様な働き方の推進	(3)ー① 子育ての推進	121	男女共同参画社会づくり	性別に関わりなく多様な生き方を理解し尊重する施策の構築に取組むとともに、その周知啓発を行います。	企画政策課	
(3)子育てと仕事の両立の推進・多様な働き方の推進	(3)ー② 男性の家事・子育てへの参画の促進	44	父親の家事・子育てへの参加(再掲)	啓発講座等を実施し、参加をきっかけとした子育て世代の繋がりに努めます。 児童館・児童センターにおいて、父親が育児に参加できる機会を提供するために、今後も父親が参加しやすいイベントを企画します。 公民館では父親が家事・子育てへ積極的に参加できるよう、親子講座やパパ向けセミナー等を実施します。	企画政策課 子ども家庭課 公民館	【旧事業名】 102 育児への父親の参加
(3)子育てと仕事の両立の推進・多様な働き方の推進	(3)ー③ 多様な働き方の推進	122	就職・再就職への支援	再就職のために必要な資格及び技能取得に関する情報提供及び講座を実施します。 ハローワークとの連携による求人情報の提供、市内事業者と求職者のマッチングや正規雇用を希望する無業者や非正規労働者の支援、キャリアカウンセラーによる個別相談や就職に有用なセミナーを開催し、求職者の支援を図ります。	企画政策課 商工振興課	【統合事業】 99 就職情報の提供 100 就職・再就職のための職業研修

基本目標6 こどもの権利を守る仕組みづくり

施策の方向性	主な取組	事業番号	事業名	(仮称)流山市こども計画における取組内容	担当課	備考
(1)こども・子育て施策に関する評価・検証	(1)こども・子育て施策に関する評価・検証	123	(仮称)流山市こどもの権利部会の設置検討	(仮称)流山市こども計画の評価・検証に当たり、こどもの権利に関する施策の実施状況等の調査審議を行う、(仮称)流山市こどもの権利部会の設置を検討します。	子ども家庭課	
(1)こども・子育て施策に関する評価・検証	(1)こども・子育て施策に関する評価・検証	6	こども・若者意見聴取の仕組みづくり(再掲)	こども・若者から意見聴取するために、デジタル技術を活用した新たなプラットフォームを組み合わせるなど、幅広いこども・若者からの意見を聴取する仕組みづくりを検討します。	子ども家庭課	